

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 政府は、厚生年金病院の整理合理化計画については、地域の医療体制を損なうことのないように、十分に検証した上で策定すること。

二 政府は、終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、老人ホームを譲渡又は廃止するに当たっては、入居者の新たな生活の場を確保するよう十分配慮すること。

三 機構は、各種施設の売却に当たっては、地元自治体とも事前に相談すること。

四 施設譲渡又は廃止に当たっては、施設に従事する者の雇用に十分配慮すること。